

## 役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人くにさき福祉会の役員等の報酬等について定めるものである。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 役員等とは理事、監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員等の内継続かつ定期的に直接法人の経営管理業務に携わり職務を遂行する者であり、評議員会でその旨を選任された役員等をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員等をいう。
- (4) 報酬等とは報酬と実費弁償費をいう。
- (5) 報酬とは別表1に定めるものに限りに賞与は支給しない。また、役員退職慰労金については別途定める。
- (6) 実費弁償費とは職務の遂行に伴い発生する旅費交通費及びその他の経費をいう。

### (役員等の報酬等)

第3条 常勤役員に対して別表1、別表2及び別表3により報酬を支払うことができる。また、常勤役員の職務（在宅勤務、出張勤務及び常勤役員が遠地（常勤役員の住所地等）から施設に赴いての勤務を含む。）の遂行に伴い発生する実費弁償費を別表1により支払うことができる。但し、実費弁償費は本人からの請求があり、理事長が決裁した場合に支払うことができる。

- 2 非常勤役員が理事会、評議員会、監事監査及び評議員選任・解任委員会以外において、法人及び施設の運営のための業務（在宅勤務、出張勤務及び非常勤役員が遠地（非常勤役員の住所地等）から施設に赴いての勤務を含む。）にあたった場合は、別表1及び別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、実費弁償費は本人からの請求があり、理事長が決裁した場合に支払うことができる。
- 3 非常勤役員が理事会、評議員会、監事監査及び評議員選任・解任委員会に出席した場合は、別表1及び別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、実費弁償費は本人からの請求があり、理事長が決裁した場合に支払うことができる。
- 4 役員等の報酬については、各年度の一人当たりの総額が別表2の範囲を超えない額で支払うことができる。
- 5 役員等の報酬等は役員等本人の辞退により支払わないことができる。

### (報酬等の支給方法)

第4条 役員等の報酬等は、職員給与支払いに準じて支給する。但し、その日が休日にあたる時は、その前日に繰り上げるものとする。

- 2 報酬等は現金をもって本人に支給する。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合にはその金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 役員等が月の途中で就任、退任、又は解任となった場合は、その月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、50銭未満の端数の処理についてはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数についてはこれを1円に切り上げる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務報告書の作成に協力するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、令和4年10月1日より適用する

この規程は、令和5年4月1日より適用する

別表 1

報酬等	常勤役員	非常勤役員
法人及び施設運営のための報酬	別表2の額の範囲内及び理事長以外においては別表3の常勤役員の要件に基づき、評議員会の議決によって決定する。	20,000円(日額)
理事会等会議出席報酬	無し	10,000円(日額)
実費弁償費(鉄道賃)	職員旅費規則に準ずる。 ※鉄道各社運賃表により確認する。	職員旅費規則に準ずる。 ※鉄道各社運賃表により確認する。
実費弁償費(鉄道賃以外の交通手段)	職員旅費規則に準ずる。 (但し、鉄道賃と同等の料金とし、料金を確認できる証憑を提示し、理事長が決済するものとする。)	職員旅費規則に準ずる。 (但し、鉄道賃と同等の料金とし、料金を確認できる証憑を提示し、理事長が決済するものとする。)
実費弁償費(自己所有の自動車を使用の場合)	職員旅費規則に準ずる。	職員旅費規則に準ずる。
実費弁償費(宿泊料等)	職員旅費規程に準ずる。	職員旅費規則に準ずる。
実費弁償費(その他経費)	現に支払った料金 (但し、料金を確認できる証憑を提示し、理事長が決済するものとする。)	現に支払った料金 (但し、料金を確認できる証憑を提示し、理事長が決済するものとする。)

※理事会等は理事会、評議員会、監事監査、評議員選任・解任委員会をいう。

別表 2 (役員各年度の一人当たりの報酬上限額)

役員等	各年度の一人当たりの報酬総額
理事長・業務執行理事	8,400,000円
理事・監事	6,000,000円

別表 3 (常勤役員各年度の要件における報酬額※理事長を除く)

要件	福祉事業経験が16年以上である者	福祉事業経験が13年以上である者	福祉事業経験が10年以上である者	福祉事業経験10年未満である者
金額	～8,400,000円	～6,000,000円	～3,600,000円	3,000,000円